

令和4年度第1回八千代市建築審査会議事録

- 1 会 議 名 令和4年度第1回八千代市建築審査会
- 2 開催日時・場所 令和4年6月15日（水）
14時00分から14時55分まで
八千代市役所 別館2階第1会議室
- 3 議 題 (1)会長の選出
(2)職務代理者（副会長）の選出
(3)建築基準法第43条第2項第2号の許可に係る同意
1件
- 4 出 席 者 建築審査会委員 5名
北野会長，荒木委員，上田委員，小湊委員，前島委員

事務局7名
若林都市整備部次長
建築指導課：福本課長，戸田副主幹，石井主査，
木村主査補，葛城主事，大日方技師
- 5 公開又は非公開の別 公開
- 6 傍聴人定員及び傍聴人数 定員2名（傍聴者0名）
- 7 審 議 結 果 同意（1件）

事務局

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はご多忙の折、令和4年度第1回八千代市建築審査会にご出席いただき、ありがとうございます。私は、建築指導課の戸田と申します。よろしくお願ひいたします。議題に入るまでの間、しばらく司会を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

今回は、任期満了に伴う第1回目の会議でありますので、会議に先立ちまして、都市整備次長の若林より、委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

若林次長

都市整備部次長の若林と申します。今回は任期満了に伴う第一回目の会議でございます。都市整備部部長の鈴木よりご挨拶を予定していたところでございますが、本日八千代市議会が開催されておりますことから鈴木に替わりまして、私がお挨拶をさせていただきます。

始めに、委員の皆様におかれましては、今期における委員をお引き受けいただきましたこと、また本日は、ご多忙のところ、会議にご出席いただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

本市では、おかげさまで平成18年に特定行政庁になり、今年度で17年目を迎えることになりました。

令和3年度の建築確認申請等の実績といたしましては、建築確認申請が大体1,300件程度、うち本市が処分した件数が25件です。また建築許可件数が4件、認定件数が3件となっており、特定行政庁に提出される確認申請の割合は大体2%程度となっており、確認検査制度の民間開放とともに特定行政庁に求められる役割が変わってきている状況でございます。

具体的には、2025年度から新築住宅に省エネ性能への適合が義務化されるほか、それに合わせて、木造住宅の軸組計算が建築確認の審査対象から省略されている、いわゆる4号特例が廃止されるなど、建築物の安全性や快適性の確保はもとより、今後は国を挙げての省エネルギー性能の向上、カーボンニュートラルに向けた新たな取り組みへの対応が必要となっております。

更に少子高齢化等生活環境の変化や社会経済活動により発生する多様なニーズへの対応など、建築行政上も今後、様々な課題に対応していくことが求められていると考えております。

この様な中、特定行政庁の第三者機関である建築審査会の果たす役割は極めて重要と考えております。

委員の皆様には、今後ともご指導を賜りながら、適切かつ円滑な建築行政の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

事務局

続きまして、委員の皆様並びに事務局職員をご紹介させていただきます。

お手元に配付してございます、八千代市建築審査会委員名簿又は席次表に沿いまして、ご紹介いたします。なお、委員の皆様におかれましては、ご紹介の後お一言いただければと存じますのでよろしくお願い致します。

事務局

行政分野の委員といたしまして、元千葉県職員、現在は西松建設株式会社関東土木支社土木部長でご活躍されている荒木委員です。

荒木委員

ご紹介いただきました荒木でございます。専門は土木でございます。

今任期も八千代市のお力になればと思っております、お役にたてること大変嬉しく思っております。早いもので委員となって7年となりますが、今年度につきましてもよろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございます。続きまして、法律分野の委員といたしまして、前任期まで委員をお願いしておりました佐久間委員に代わりまして、コンパサーレ法律事務所でご活躍されております、上田弁護士です。

上田委員

千葉県弁護士会に所属しております弁護士の上田と申します。よろしくお願い致します。事務所は、千葉市中央区、京成線の千葉中央駅の目の前にございます。前任の佐久間先生が立派な方でありましたので、自分にプレッシャーを感じておりますが、どうぞよろしくお願い致します。

住まいは佐倉市ですが、20代半ばまでは勝田台に隣接するところに住んでおりましたので、土地勘を活かしたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

事務局

はい、ありがとうございます。続きまして、都市計画分野といたしまして、前任期中には会長職に就任されておりました、日本大学生産工学部でご活躍されている北野委員です。

北野委員

日本大学の北野と申します。今年度もよろしくお願い致します。

大学の授業では基本設計から生徒に指導しております。今後につきまして

も、八千代市の明るい未来に向かって少しでもお役に立てればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございます。続きまして、建築分野の委員といたしまして、前任期まで委員をお願いしておりました下川委員に代わりまして、元千葉県職員で建築職、現在は株式会社大城組技術部長としてご活躍されている小湊委員です。

小湊委員

ご紹介いただきました小湊でございます。よろしく願いいたします。

私、県の職員では35年間ほど、建築職で勤務しておりました。八千代市では、平成16年の10月から、当時の豊田市長が、八千代市が特定行政庁に移行する期間を1年前倒しするというので、急遽、八千代市に派遣されました。特定行政庁発足ということで、2年半、八千代市で色々な仕事をさせていただきました。特定行政庁への移行ですから、条例案の作成、人員の確保、執務スペースの調整など、色々なことに携わってきました。

この審査会についても、条例の作成や委員となる先生の確保に動き、色々な思い出があります。そういう意味では、非常にゆかりのある土地でございますので、微力ではございますが八千代市行政の一助になればと思っております。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございます。続きまして、同じく建築分野の委員といたしまして、明海大学不動産学部でご活躍されている前島委員です。

前島委員

明海大学の前島です。どうぞよろしく願いいたします。

建築の構法、生産の分野を専門にしておりまして、建物の建てられ方や住宅の供給のあり方だったり、地域の社会的な背景といったことに関心をもって研究をしております。審査会につきましても、頑張っていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

事務局

はい。ありがとうございます。続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。建築指導課長の福本です。案件を担当いたします建築審査班、石井主査です。同じく、大日方技師です。企画住宅班、木村主査補です。同じく葛城主事です。以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、本日の会議の公開非公開について申し上げます。本日の審議会の議題については、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条各号の非公開議案に該当しておりませんので公開としております。

また、今回は今のところ、傍聴者0名となっております。

それでは会議に移りたいと思いますが、前面にマイクのシステムが置いてありますので、発言の際には挙手のうえ、お手元のマイクのボタンを押してから発言をお願いしたいと思います。

それでは、議題に移りたいと思います。

議題1、会長の選出でございますが、本日は、任期満了に伴う第1回目であり、会長が決まっておりません。このため、議事を進行する議長が不在となっております。事務局提案として、会長を選出するまでの間、事務局側で議事の進行をさせていただきたいと考えますがいかがでしょうか。

各委員

はい。（全員了承）

事務局

ありがとうございます。ご承認をいただきましたので、事務局を代表して、福本課長お願いします。

福本課長

はい、それでは承認いただきましたので議事の進行をさせていただきます。

本日、委員の出席は5名中5名。八千代市建築審査会条例第4条第2項に定める2分の1以上の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

それでは、次第に従いまして、これより議事に入りたいと思います。

会議に先立ち議事録署名人の指名させていただくところですが、この後、会長が選出される事になりますので、会長より指名をいただきたいと思いますのでご了承お願いいたします。

議題1 会長の選出についてお諮りします。建築基準法第81条では、「会長は委員が互選する」となっております。委員の皆様のご意見をいただきたいと存じます。

荒木委員

はい。よろしいでしょうか。私は、都市計画・建築の専門科でいらっしやいます、前任期中も会長職を務めていただきました北野委員を推薦いたします。

福本課長

ただ今、荒木委員より北野委員の推薦がございましたが、他の委員の皆様はご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員

はい。（北野委員除く委員の了承）

福本課長

北野委員いかがでしょうか。

北野委員

はい。引き受けさせていただきます。

福本課長

それでは、会長は北野委員にお願いいたします。

会長が選出されましたので、これ以降の議事進行につきましては、八千代市建築審査会条例第4条第1項の規定により、北野会長にお願いいたします。

それでは、北野会長は議長席への移動をお願いします。

北野会長

それでは始めさせていただきたいと思いますが、会長就任にあたり、ご挨拶申し上げます。会議の運営におかれましては、委員の皆様のご意見を伺いながら円滑な運営を務めてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは改めまして、令和4年度第一回八千代市建築審査会を開会いたします。議題1の会長が決まりましたので、議題2の職務代理者（副会長）の選出についてお諮りいたします。職務代理者は、建築基準法第81条第3項の規定により、「会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。」となっております。

委員の皆様のご意見を伺います。

前島委員

はい。

北野会長

はい。前島委員、お願いします。

前島委員

今年度から委員の委嘱替えがございました。ご経験のある方からお願いできればと思っております。このため、荒木委員を推薦させていただきます。

北野会長

ありがとうございます。ただ今、前島委員より荒木委員のご推薦がございましたが、荒木委員、いかがでしょうか。

荒木委員

わかりました。お引き受けいたします。

北野会長

それでは、職務代理者は荒木委員にお願いいたします。

続きまして、議題3となりますが、議題に入る前に、先ほど保留となっていた議事録署名人の指名をさせていただきたいと思っております。当審査会では会議終了後、事務局にて議事録を作成いたしますが、内容の真正を証するため、出席委員2名に議事録の確認をお願いしております。これを議事録署名人とっております。指名につきましては、私から指名させていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

各委員

はい。

北野会長

はい。ありがとうございます。それでは、今回の議事録署名人には、荒木委員と小湊委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題3の審議をいたします。議題3は「建築基準法第43条第2項第2号の許可に係る同意」1件となっております。内容について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。担当いたします大日方と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、配布資料の確認をさせていただきます。令和4年度第1回 八千代市建築審査会案件資料1部、資料については、1ページから12ページまでとなっております。お配りしている資料は、以上でございます。不足しているものはございませんでしょうか。その他、必要に応じて参照していただくため、お手元に建築基準及び法第43条第2項認定・許可基準集を置いております。

それでは説明いたします。着座にて説明させていただきます。

本日ご審議いただく案件につきましてご説明いたします。1ページの様式1「建築審査会案件一覧」をご覧ください。

建築主はA氏、敷地の地名・地番は八千代市勝田台南1丁目3430番47、建築物の用途は一戸建ての住宅であり、建築基準法第43条第2項第2号、建築物の敷地の接道許可に関する案件です。

ここで簡単ではございますが、建築基準法第43条第2項についてご説明させていただきます。本日お配りした別ファイルの、建築基準法第43条第2項認定・許可基準集1ページをお開きください。建築基準法第43条の規定により建築物の敷地は、同法第42条に規定する道路に2m以上接しなければならないとされております。ただし、敷地の前面の道が同法第42条の道路に該当しない場合、また、同法第42条の道路に接することができない敷地については、認定又は許可を得ることで同法第43条の規定は除外されるものと規定されております。

次に同基準集2ページをお開きください。ここでいう道路とは、建築基準法第42条第1項から第5項の規定により区分され、例えば、同法第1項第1号は道路法による道路で、いわゆる国道、県道、市道などがあげられます。

次に同基準集3ページをお開きください。建築基準法第43条の抜粋となっておりますが、枠で囲まれた上段が同法第2項第一号に規定されている認定制度、下の段が第二号に規定されている許可制度となります。

本日ご審議いただく案件につきましては、建築基準法第43条第2項第2号に規定される許可の取得にあたり、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他、国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認めるものとして建築審査会の同意を得ようとするものです。

次に、国土交通省令で定める基準については、同基準集4ページにありますとおり、建築基準法施行規則第10条の3に定められております。更に、本市ではこの省令で定める基準に合致する建築物で、「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」と判断できるものについて認定許可する場合の基準として八千代市建築基準法第43条第2項第1号の認定基準及び第2号の許可基準、八千代市建築基準法第43条第2項の運用指針を策定し、平成31年2月1日から運用しております。このうち、許可基準につきましては、7ページ、8ページになります。7ページの第2の許可基準の各条文、もしくは、先ほど説明いたしました4ページの建築基準法施行規則第10条の3第4項の各号に準じた基準となっております。

簡単ではございますが、以上が建築基準法第43条第2項に関する説明となります。

再度審査会資料にお戻りください。2ページの様式3「案件一覧」をお開きください。こちらには当該許可の許可基準を示しており、赤く囲まれた部分が本件に該当する許可基準になっております。建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号に規定されている「その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接すること」として、本市の許可基準である、「現に通行の用に供されている幅員4m以上の通路に敷地が有効に2m以上接すること。そして、通路の境界が明確であり、当該通路の部分が将来的にも確保されることが確実な通路」であり、許可基準における区分は、3.(1).2)に該当する案件です。

次のページ、3ページが付議書です。

次のページ、4ページの様式4をご覧ください。申請地の敷地面積は229.95㎡、構造・規模は木造2階建て建築面積が52.17㎡、延床面積が96.05㎡です。また、建蔽率は22.69%であり容積率41.77%となっています。申請地の用途地域は、第1種低層住居専用地域です。

次に、5ページ目が都市計画図です。図面の上の方向が北です。申請地は勝田台駅から西へ800m、図面でいうと南北方向にのびている国道16号線の東側、緑色に塗られた地域の中の赤い部分が申請地となっております。

次に、6ページの案内図をご覧ください。黄色の部分が法第43条第2項第2号の空地、その空地が接続している緑色の部分が法第42条第1項第1号に規定される市道であります。

次の7ページ、公図の写しをご覧ください。赤で囲まれた部分が申請地です。黄色が法第43条第2項第2号に規定される空地であり緑色の市道に接続しています。当該空地は2筆であり、空地に接している土地の所有者6名がそれぞれの筆を1/6ずつ所有しています。

次の8ページ、配置図をご覧ください。赤で囲まれた部分が申請地です。黄色が法第43条第2項第2号に規定される空地です。申請地前の空地の幅は4.008m、延長距離は約26mあります。また、給水管、下水本管が敷設されており、雨水側溝があります。申請地の雨水排水は宅内に浸透枳を設置して、宅内処理をする計画となっております。

確認処分の状況ですが、別紙をご覧ください。当該空地にのみ接して建築されている4宅地は、昭和51年から53年の間に一戸建ての住宅が建築されています。東側の2宅地である3430-43と48、3430-47は当該空地部分を敷地の一部とし敷地延長により接道しており、西側の2宅地である3430-7と-1、3430-46は西側に接する市道より建築確認を取っていましたが、平成6年に当時の販売業者が保有していた空地を空地に接する6宅地にそれぞれ1/6ずつ譲渡を行ったことにより、東側2宅地が敷地延長より接道が行

えなくなることから、当該空地におきましては、所有者兼利用者でもある6名にて協定を締結し、令和元年9月に要望書を提出、10月に受理しております。

本協定内容は、「本協定道路を適正に維持管理すること」「空地に交通障害となるものを築造しないこと」「今後は当該空地を建築基準法上の道路となるように努力すること」「建築に際して建築基準法の道路に準じて容積率及び道路斜線制限に適合するようにすること」「建築物の用途は、専用住宅とすること」「所有権を移す場合にはこの協定書を継承すること」となっております。

次の9ページ、平面図をご覧ください。採光については、空地を含めず検討しているため、空地部分を道とみなした場合でも適合することを確認しています。

次の10ページ、立面図をご覧ください。道路斜線は計画建物が道路に面しないことから適合しており、北側斜線についても東側立面図より適合することを確認しています。

11ページが写真方向図、12ページが現地写真となっております。

12ページ現地写真①は、取り付け道路から空地を写した写真となっております。②は申請地から空地を撮った写真です。③及び④は申請地の写真です。⑤と⑥は空地が接道する市道を空地から両方向に撮った写真となっております。また、空地が接する市道は交通量が多い道ですが、当該空地の両サイドの隅切りにより交通安全上支障がないと認識しています。案件の説明は以上です。

ご説明した物件につきましては、当該空地が、将来的にも確保されることが確実であると判断されること、建築基準法に適合した建築計画であること、敷地及び空地の雨水が適切に処理され、汚水は有効に排出していることから、建築基準法施行規則第10条の3第4項第3号及び八千代市許可基準3.(1).2)に適合し、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないことから、許可相当であると判断しております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

北野会長

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明について、何かご意見、ご質問などございましたら、お願いいたします。

小湊委員

はい。

北野会長

はい。小湊委員お願いします。

小湊委員

協定道路という事で、将来的にも空地が担保されるという内容の許可案件でしたが、説明の中で立面図において道路斜線については道路に面していないので大丈夫という説明でした。ただし、協定の中では道路として道路斜線を守るといような項目があったと思うので、そうすると適合していることについて誰が確認するのでしょうか。少なくとも、建築確認の審査の中では道路斜線の審査はしないと思います。これは3mぐらい離れている計画だから大丈夫だけれども、ぎりぎりの案件がもしあった場合に誰がどう審査するのか、取り決め等があれば教えてください。

事務局

今回の案件では道路斜線制限に余裕のある計画となっております。ただし、制限に対して非常に厳しい計画となっていた場合などは、許可申請時に内容の確認をすることになります。

小湊委員

協定上の道路制限は建築基準法に位置づけられた道路ではないため、確認審査の対象外となり、斜線制限に適合していなくても確認が処分されてしまうのではないかと思います。そのようなケースで許可の段階で止めるのもどうなのかなど。安全上、衛生上の観点から行うのか。それにしても、許可基準の中で、協定上の斜線制限まで八千代市側で担保するというか、守らせるのは難しいと思うんですよね。それはあくまで協定の中で、皆さんで守ってくださいねというスタンスでお知らせするという位置づけでよろしいのでしょうか。

北野会長

事務局、お願いします。

事務局

協定上の斜線制限の担保につきましては、許可基準の中で当該許可に係る道又は通路を法第42条に規定する道路とみなして法第56条の規定を適用するものと定めているため、許可手続きを進めていくなかで審査をすることになります。

北野会長

ありがとうございます。その他に何かご質問ありますでしょうか。

はい。お願いいたします。

荒木委員

雨水排水について、先ほどの説明では本宅地の雨水排水は浸透枡ということですが、具体的に浸透枡はどのようなものを、どれくらい設置を予定していますか。

事務局

現行の計画の中で、具体的な設置計画は示されていません。ただ、雨水処理につきましては現状の宅内浸透とする計画になっており、昭和52年に建築されたときも、宅内浸透で処理されております。ただし、南側に擁壁がございますので、設置位置につきましては、こういった擁壁への影響を考慮なるべく空地である北側に寄せて、極力、擁壁とは離隔した位置に設置するよう指導してまいります。

荒木委員

具体的に何か市の基準があつて、それに基づいて指導するというものでしょうか。

事務局

はい。現在の基準は土木担当部署で策定しているものがございます。土木建設課では昨今の集中豪雨やゲリラ豪雨などを受けて見直しを行っております。また、今回のような戸建て住宅についてどこまで規制できるかということは微妙な問題であります。浸透施設などに関して、係数等について見直しを行っておりますので、それができれば指導の目安としてお知らせしたいと考えております。

北野会長

ありがとうございました。他にご意見はありませんでしょうか。

小湊委員

すいません。

本筋と違うところで大変恐縮ですが、11ページにある敷地ですが、南側ですが、先ほど高低差があると説明されていました。

マイナス2,300mmでノリがついて、マイナス300mmのレベルでぴったり2,000mmにしており、なおかつ、CB××積と表記されている。

現地は現状でおそらく平らなんじゃないかと思います。43条第2項第2号の許可の審議で言うべき事ではなく申し訳ないのですが、高低差の処理については、くれぐれも設計者等によく伝えていただければと思います。

こういう意図で2mに抑えたということで、コンクリートブロック積で段差を処理していると。しかし、写真を見たら高低差があるんですね。そこは、行政指導等対応をされて、後々問題にならないよう処理していただければと思います。このまま施工すると、図面と違いますよねとなってしまいます。この許可の平面図には出てこないんですけど、確認申請時には高低差を書くというのは、省令で決まっていると思うので、そこは間違いないようにご指導いただければと思います。

北野会長

ありがとうございます。今の事について事務局は対応をお願いします。

事務局

11ページの写真作成の地図ですと、ブロックの段数の記載はありませんが、現状としては現地にはブロック擁壁が10段、更に添う形でブロック塀が4～5段あり、そこまで土が入っている状況です。下の10段のブロック擁壁については、おそらく下の開発の時に築造され、その後、今回の空地の部分の土地活用の際に、道路の勾配をとるため盛土し、自分の土地の方にブロック塀を設けたものと思われます。2mを超えると千葉県条例第4条の崖条例が掛かることから、増し積みしたブロック塀に関しては、2m以下に抑えるために撤去する計画になっています。配置図に記載のとおり建築確認を進めてもらう考えです。

北野会長

ありがとうございます。建築審査会としては微妙な話だったと思いますが、きちんと申告していただいて、事務局においては適切に処理いただければと思います。

本来ですと、これちょっと余談ですけど、図面などの作成の際は、適切な表示を倫理観を持って作図していくと思うのですが。今回の図面は、必要な図面ではないので、そういう事が図面に書かれていると、無用な心配も出てきます。後々問題になることが想定されるのであれば、適切に申請をしてもらうべきであると考えます。

よろしく願いいたします。その他、参考ご意見等はよろしいでしょうか。

事務局

はい。これから、本案件の協定書の写しを参考にお渡しいたします。

(資料配布)

こちらの協定につきましては、西側に2件、東側に2件ございまして、昭和52年から昭和55年の間に、それぞれ建築確認処分されております。

3430-33で1戸、3430-1、3430-7で1戸建築されていますが、それぞれ西側に市道がありますので、そちらを接道としておりました。

そして、東側の3430-43、3430-48で1戸、今回申請のありました3430-47につきましては、敷地延長として北側の市道に接道を設けております。

しかし、平成6年当時の販売業者が保有していた空地进行譲渡したことにより、敷地延長として接道の確保ができなくなったことや西側の2宅地につきましては、市道と高低差があるということで、現状は接道として認めていないといった経緯があったことから、令和元年にこちらの協定を締結しております。

北野会長

はい。ありがとうございました。他には何かありますでしょうか。

小湊委員

はい。協定書自体には日付が入っていないみたいですが、どこかに日付が入っているのでしょうか。

事務局

こちらのお配りいたしました協定書の要望書に明記されています。

小湊委員

代表者の印鑑が押してあるところですか。

事務局

はい。

北野会長

ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

前島委員

確認までですが、現地写真の②番で電柱が傾斜して見えるのですが、審議は問題ないということですのでよろしいでしょうか。

事務局

現地確認を行っておりますが、そのような状況にはなかったと思います。

北野会長

ありがとうございます。その他、何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、他にご意見がないようであれば、採決に移らせていただきたいと思います。

本案件につきまして、同意としてよろしいでしょうか。

<一同異議なし>

北野会長

ありがとうございます

それでは、案件1の第43条第2項第2号については同意することといたします。以上で本日予定されていた議題は、すべて終了いたしました。

本日は円滑な会議運営にご協力いただきまして、ありがとうございます。以上をもちまして、令和4年第1回八千代市建築審査会を閉会いたします。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

事務局

ありがとうございます。

事務局からの連絡事項といたしまして、次回の建築審査会についてご報告いたします。毎月、第3水曜日ということになっておりますが、7月20日の審査会については、現時点で相談案件がございませんので、流会となります。この場を借りてご報告させていただきます。

報告は以上でございます。

本日の予定はすべて終了いたしました。お疲れ様でした。